

要 望 書

平成29年12月6日

廃棄物と環境を考える協議会

環境大臣 中 川 雅 治 殿

廃棄物と環境を考える協議会

会 長 茨城県北茨城市長 豊田 稔

副会長 千葉県浦安市長 内田 悦嗣

副会長 中巨摩地区広域事務組合 管理者 中央市長 田中 久雄

副会長 筑西広域市町村圏事務組合 管理者 筑西市長 須藤 茂

特別委員会委員

茨城県土浦市長 中川 清

茨城県常陸太田市市長 大久保 太一

南那須地区広域行政事務組合 組合長

栃木県那須烏山市市長 川俣 純子

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合 理事長

群馬県藤岡市長 新井 利明

千葉県四街道市長 佐渡 斉

神奈川県小田原市長 加藤 憲一

山梨県笛吹市長 山下 政樹

加盟団体

中巨摩地区広域事務組合

副管理者 南アルプス市長 金丸 一元

副管理者 甲斐市長 保坂 武

副管理者 昭和町長 角野 幹男

副管理者 市川三郷町長 久保 眞一

副管理者 富士川町長 志村 学

筑西広域市町村圏事務組合

副管理者 結城市長 前場 文夫

副管理者 桜川市長 大塚 秀喜

南那須地区広域行政事務組合

副組合長 那珂川町長 福島 泰夫

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合

副理事長 上野村長 黒澤 八郎

理事 高崎市長 富岡 賢治

理事 神流町長 田村 利男

茨城県水戸市長 高橋 靖

茨城県高萩市長 小田木 真代

茨城県牛久市長 根本 洋治

茨城県鹿嶋市長 錦織 孝一

茨城県潮来市長 原 浩道

大宮地方環境整備組合

組合長 常陸大宮市長 三次 真一郎

副組合長 那珂市長 海野 徹

新治地方広域事務組合

管理者 かすみがうら市長 坪井 透

副管理者 土浦市長 中川 清

副管理者 石岡市長 今泉 文彦

筑北環境衛生組合

管理者 桜川市長 大塚 秀喜

副管理者 笠間市長 山口 伸樹

茨城県神栖市長 石田 進

常総衛生組合

管理者 つくばみらい市長 片庭 正雄

副管理者 常総市長 神達 岳志

副管理者 守谷市長 松丸 修久

副管理者 坂東市長 木村 敏文

茨城地方広域環境事務組合

管理者 茨城町長 小林 宣夫
副管理者 水戸市長 高橋 靖
副管理者 笠間市長 山口 伸樹
副管理者 小美玉市長 島田 穰一

茨城県城里町長 上遠野 修

茨城県東海村長 山田 修

さしま環境管理事務組合

管理者 境町長 橋本 正裕
副管理者 五霞町長 染谷 森雄
副管理者 坂東市長 木村 敏文
副管理者 古河市長 針谷 力

佐野地区衛生施設組合

組合長 佐野市長 岡部 正英
副組合長 栃木市長 鈴木 俊美

那須地区広域行政事務組合

管理者 那須町長 高久 勝
副管理者 大田原市長 津久井 富雄
副管理者 那須塩原市長 君島 寛

館林衛生施設組合

管理者 館林市長 須藤 和臣
副管理者 板倉町長 栗原 実
副管理者 明和町長 冨塚 基輔
副管理者 千代田町長 高橋 純一

群馬県みなかみ町長 前田 善成

群馬県大泉町長 村山 俊明

埼玉県春日部市長 石川 良三

埼玉県小鹿野町長 森 真太郎

千葉県野田市市長 鈴木 有

山武郡市広域行政組合

管理者 東金市長 志賀 直温

副管理者 芝山町長 相川 勝重

千葉県流山市市長 井崎 義治

千葉県我孫子市長 星野 順一郎

千葉県鴨川市長 亀田 郁夫

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管理者 鎌ヶ谷市長 清水 聖士

副管理者 柏市長 秋山 浩保

副管理者 白井市長 伊澤 史夫

山梨県上野原市長 江口 英雄

廃棄物処理施設整備等の財政措置に関する要望

廃棄物処理施設の維持管理及び施設整備には多額の費用を要し、特に施設建設にあたっては、地元住民との合意形成に多大な時間を要するとともに、大きな財政負担を強いられている。

については、循環型社会形成推進交付金制度の改善をはじめとした次の事項に対して特段の措置を講ずるよう要望する。

1 循環型社会形成推進交付金に関する要望

(1) 交付金の満額確保

廃棄物処理施設は重要な都市基盤であり、その整備には、複数年度にわたる事業期間と多額の事業費が必要となるため、各団体（自治体）においては厳しい財政状況の中、交付金収入を財源として見込んだ財政計画を策定したうえで、計画的に事業を実施している。仮に見込んだ交付金が得られない場合には、事業期間の延長、更には事業そのものを実施できなくなる恐れもあり、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなる。

については、複数年度にわたり循環型社会形成推進地域計画に計上された交付対象事業を実施する場合には、事業完了までの間、国において確実かつ安定的に交付金の満額交付ができるよう財政措置を講ずること。

(2) 交付対象範囲の拡充

① 交付対象範囲の緩和措置

循環型社会形成推進交付金の対象範囲は、「人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物処理を行う地方公共団体」となっているが、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢の変化、ごみ収集運搬業務の多様化・効率化などの時代背景を鑑み、地域の実情を考慮した特例としての人口要件や面積要件の緩和を図ること。

② 災害廃棄物の迅速な処理推進事業の交付要件の追加

災害時における廃棄物処理を迅速に実施するためには、施設の強靱化を図るとともに、災害廃棄物の保管場所を確保することは極めて重要な問題であり、災害に備えた準備をすることが必要である。

については、廃棄物処理施設の耐震化に係る改修事業、災害廃棄物の保管のための施設整備事業、更には、災害時の電気供給設備等のバックアップ施設についても交付対象とすること。

③ 生活排水処理に係る改修事業の交付要件の追加

し尿、浄化槽汚泥等を下水道施設において一体処理するために必要な前処理施設の整備については、下水道施設と一体的に整備する以外は財政的支援がなく、多大な財政負担となっている。

については、既存施設の有効活用、更には、効率的な処理体制の構築に向け関係府省と連携の上、し尿等の前処理施設のみを整備改修事業を交付対象とすること。

④ 廃止した焼却施設等の解体工事の交付要件の追加

循環型社会形成推進交付金の対象は、解体跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する場合に限定されており、ごみ処理の広域化に伴う施設の集約やし尿処理の下水道との一体化により廃止される場合などにおいて、財政的な問題から廃止施設の解体処理が進まない状況にある。

については、旧廃棄物処理施設の解体跡地への整備に限定せず、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事や、ごみ処理広域化に伴う施設の集約化により廃止する施設の解体工事、新施設建設後に解体する工事などを実施する場合においても、交付対象とすること。

2 廃棄物処理施設の維持管理費に係る支援制度の創設

廃棄物処理施設は、市民生活に直結するものであり、かつ、循環型社会を形成する上で欠かせない施設であり、施設の新設及び基幹改良事業には、多額の費用を要し財政を圧迫する要因となっている。また、その施設維持管理は、運転技術の高度化、更には、有害物質の除去能力の向上により、運転管理及び修繕に多額の費用を要し、多大な財政負担となっている。

については、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の維持管理費に対する支援制度を創設すること。

以上